

筑波大学法科大学院

令和7年度入学者選抜 法学既修者コース筆記試験

《民事法 出題趣旨》

民法の【第1問】は、(1)では、共有持分権者の一部が締結した賃貸借契約の効力、賃借人に対する他の共有持分権者による明渡し請求の可否について検討することを求めている。(2)では、法定地上権成立要件判断の基準について事案に即して検討することを求めている。(3)では、賃借権の対抗要件としての建物登記は賃借人自身の名義でなければならぬかについて検討することを求めている。

民法の【第2問】は、数量指示売買における数量不足の事例の法的処理を問うことで、債権法改正後の売主の担保責任を中心に、民事責任法の基本的な理解を確認することが中心的な出題趣旨である。

民事訴訟法は、既判力の時的限界と消極的作用に関する基本的知識を問うとともに、いわゆる反射効の事案において前訴判決が後訴に影響を及ぼす可能性について、他説に言及しながら、自説に基づく結論と理由を論じさせることにより、同事案における既判力の拡張可能性や反射効に係る議論の基本的な理解を問うものである。

《刑事法 出題趣旨》

刑法は、まず、金銭奪取目的での殺害と第三者の巻き添えにつき、強盗殺人罪の成否および方法の錯誤の処理を問うものである。次に、当該犯行の隠蔽につき、証拠隠滅罪およびその共犯の成否を問うものである。最後に、逃走用具の奪取につき、(事後)強盗致傷罪の成否およびその正当化の可否を問うものである。

刑事訴訟法は、証明力を争う証拠(弾劾証拠)について、具体的な事案を通して理解しているか否かを問うものである。

《公法 出題趣旨》

事案自体は金沢市庁舎前広場事件(最三小判令和5年2月21日・民集77巻2号273頁)を素材としたが、泉佐野市民会館事件(最三小判平成7年3月7日・民集49巻3号687頁)や上尾市福祉会館事件(最二小判平成8年3月15日・民集50巻3号549頁)といった従前の判例に照らした検討が必要となる。具体的には、本件広場が地方自治法244条にいう「公の施設」(少なくともそれに準じた施設)と認めることができるか、そうだとすると、泉佐野市民会館事件や上尾市福祉会館事件のように、いわゆる「敵意ある聴衆」の襲来がもたらす支障を理由とする不許可ではなく、Xらの集会の「内容」または「見解」に着目した不許可が、集会の自由の「実質的」制約とならないか、あるいは制約に「つながるおそれ」がないかについて検討することを求めている。